

令和5年度第2回千葉県救急・災害医療審議会（書面開催）

次 第

1 審議事項

- (1) 千葉県総合救急災害医療センターの高度救命救急センターの再指定
及び基幹災害拠点病院・災害拠点精神科病院の指定における現地調査に関連する項目について

千葉県救急・災害医療審議会 委員 (R4.9.1～R6.8.31)

区 分	所属機関	職 名	氏 名
学識経験者 2名	千葉大学	千葉大学 名誉教授	平澤 博之
	千葉大学大学院	千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学教授	中田 孝明
医療関係団体を代表する者 5名	千葉県医師会	副会長	金江 清
		理事	大野 京子
	千葉県歯科医師会	副会長	大越 学
	千葉県看護協会	会長	寺口 恵子
	日本赤十字社千葉県支部	成田赤十字病院 救命救急センター長	中西 加寿也
医療機関代表 5名	高度救命救急センター	千葉県救急医療センター病院長	宮田 昭宏
	救急医療機関		
	三次	総合病院国保旭中央病院 救命救急センター長	高橋 功
	三次	順天堂大学医学部附属浦安病院 救命救急センター長	岡本 健
	二次	千葉県こども病院副病院長	皆川 真規
一次	山武郡市医師会理事	埴 勝博	
関係行政機関代表 1名	消防機関	千葉県消防長会長	白井 一広
委員合計 13名			

千葉県総合救急災害医療センターの高度救命救急センターの再指定及び
基幹災害拠点病院・災害拠点精神科病院の指定における
現地調査に関連する項目について

1 概要

8月に開催した千葉県救急・災害医療審議会において審議事項であった総合救急災害医療センター・順天堂大学医学部附属浦安病院・東京ベイ・浦安市川医療センターの各指定については、総合救急災害医療センターの現地調査に関する項目を除き承認されたところである。

このたび、現地調査を実施し、各指定基準を満たしたことが確認されたため書面審議いただくもの。

2 経緯

- (1) 令和5年7月19日 県救から県へ各指定要望書の提出。
- (2) 令和5年8月3日 「千葉県救急・災害医療審議会」にて現地調査以外の項目について承認。現地調査に関連する項目は後日、書面審議となる。
- (3) 令和5年9月28日 現地調査を実施。(別添写真参照)

本館入り口



自家発電設備（4階）



ヘリポート（屋上）



保護室（3階精神科診療）



ECU・ICU・BICU



診療棟（3階精神科診療）



体育館（一時避難所等）（3階精神科診療）



ハイブリット ER



備蓄品（未納）10月中に搬入予定



防災棟（研修室）



診察室・手術室等（1階救急）



X線 CT 装置（未納）10 月中に搬入予定



バイプレーン X 線血管造影装置



生体情報モニタ（277 台）



一般撮影装置（未納）10 月中に搬入予定



被災者多数発生時対応スペース
(本館エントランス)



燃料備蓄 (A 重油)



受水槽



ヘリポート兼駐車場



高度救命救急センター整備基準現地調査確認票

【救急医療対策実施要項第6 救命救急センター及び第7 高度救命救急センター】より

(3) 施設及び設備

- ①救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を適当数有するものとする。
(適)
- ②また、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者を受け入れるため、必要に応じて心臓病専用病室（CCU）、脳卒中専用病室（SCU）、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）及び重症外傷専用病室を設けるものとする。 (ECUにて対応)
(適)
- ③救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設けるものとする。
(適)
- ④必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。
(適)
- ⑤診療に必要な施設は耐震構造であること。（併設病院を含む。）
(適)
- ⑥救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備えるものとする。
(10月中に搬入予定) (適 ・ 否)
- ⑦また、必要に応じ、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者の治療等に必要な専用医療機器を備えるものとする。
(10月中に搬入予定) (適 ・ 否)
- ⑧必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。
(適)
- ⑨救急救命士への必要な指示ができるよう、必要に応じ心電図受信装置を備えるものとする。
必要な部門を設けていること。 (別手段にて対応) (適 ・ 否)
(注) ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、
医師、看護師等が同乗し、搬送途上へ出動する救急車である。
- ⑩高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。 (10月中に搬入予定) (適 ・ 否)
(注) 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能

災害拠点病院指定要件実地調査確認票

※現地調査に関連する項目 抜粋

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア 施設

(ア) 病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けていること。 (適)

※ 必ずしも救急部門を設置するという趣旨ではないが、災害拠点病院は災害発生時の医療提供の中心的役割を担う施設であり、指定要件に記載する設備については、災害発生時に求められる医療の提供の観点から規定したものであるため、原則として備える必要があると考えている。

一方で、一部備えていないものの、代替措置が講じられており、災害発生時の医療の提供に支障がないと各都道府県が認める場合については、例外的に許容する余地があると考える。

災害時における患者の多数発生時(入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)に対応可能なスペースを有することが望ましい。 (適)

簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。 (適)

(ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。 (適)

※ 令和元年7月の改正で自施設における燃料の備蓄を要件として明示した。

※ 「通常時の6割程度」や「3日分程度」について、その定義を特に定めているものではない。

平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。 (適)

(エ) 浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)又は津波 災害 警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置 による止水対策や (適)
自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置 等による浸水対策を講じること。

(オ)災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。 (適)

イ設備

(ア)衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。 (適)

(ウ)多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。 (適)

※ 災害拠点病院は災害発生時の医療提供の中心的役割を担う施設であり、指定要件に記載する設備については、災害発生時に求められる医療の提供の観点から規定したものであるため、原則として備える必要があると考えている。

一方で、一部備えていないものの、代替措置が講じられており、災害発生時の医療の提供に支障がないと各都道府県が認める場合については、例外的に許容する余地があると考えます。

(エ)患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。 (適)

(10月中旬に搬入予定)

(オ)被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること。 (適 ・ 否)

(10月中旬に搬入予定)

(カ)トリアージ・タッグを有すること。 (適 ・ 否)

(10月中旬に搬入予定)

ウその他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。 (適 ・ 否)

(10月中旬に搬入予定)

※ 医薬品等の「等」には、医療用ガスが含まれる。

食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体、業者との協定により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。 (適)

※ 医薬品等の「等」には、医療用ガスが含まれる。

②搬送関係

ア施設

病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。 (適)

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。 (適)

災害医療の研修に必要な研修室を有すること。 (適)

イ設備

DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。 (適)

当該緊急車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。 (適)

災害拠点精神科病院指定要件実地調査確認票

災害拠点病院と重複	書面審査にて確認済
現地調査にて確認分	

(1) 運営体制

①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。 (適 ・ 否)

②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。 (適 ・ 否)

③災害派遣精神科医療チーム(DPAT)(なお、DPATはDPAT先遣隊(DPAT統括者及び災害発災から概ね48時間以内に被災都道府県等において活動できる医療チームをいう。以下同じ。)であることが望ましい。)を保有し、その派遣体制があること。 (適 ・ 否)

④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号)に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。 (適 ・ 否)

⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。 (適 ・ 否)

⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。 (適 ・ 否)

⑦地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。 (適 ・ 否)

(2) 施設及び設備**① 医療関係**

ア(施設)災害拠点精神科病院として、下記の診療施設等を有すること。

(ア)

病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、災害時に開ける患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。

(適)

(イ)

診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。

(適 ・ 否)

※ 耐震化については経過措置期間中となっているが、災害拠点病院の整備開始(平成8年)から25年が経過しているため、耐震化に向けた具体的な対応方針を確認すること。

(ウ)通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。

(適 ・ 否)

※ 令和元年7月の改正で自施設における燃料の備蓄を要件として明示した。

※ 「通常時の6割程度」や「3日分程度」について、その定義を特に定めているものではない。

なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。

(適 ・ 否)

平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。

(適 ・ 否)

自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(適 ・ 否)

(エ)災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。(適 ・ 否)

適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

(適 ・ 否)

イ設備

(ア)衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。

(適 ・ 否)

複数の通信手段を保有していることが望ましい。

(適 ・ 否)

(イ)EMISに参加し、災害時に情報を入力できる体制であること。

情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っていること。

(適 ・ 否)

(ウ)被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、)

発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること。

(適 ・ 否)

(エ)トリアージ・タッグを有すること。

(適 ・ 否)

ウその他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。

※ 医薬品等の「等」には、医療用ガスが含まれる。

(適 ・ 否)

食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体、業者との協定により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。

(適 ・ 否)

②搬送関係

ア施設

病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

(適 ・ 否)

※近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況については情報を把握しておくことが望ましい。

(適 ・ 否)

また、被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難場所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。

イ設備

DPAT先遣隊等の派遣に必要な緊急車輛を有することが望ましい

(適)

※その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。また、広域搬送が必要な患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、食料、医薬品等の備蓄も行うこと。

その他

身体疾患を合併する患者の受け入れが行えるよう、院内の診療体制の整備またはDMAT等との連携体制の整備など、適切な対応を進めること。

(適 ・ 否)